

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣府関係（第一条・第二条）

第二章 総務省関係（第三条）

第三章 文部科学省関係（第四条―第八条）

第四章 厚生労働省関係（第九条・第十条）

第五章 経済産業省関係（第十一条）

第六章 国土交通省関係（第十二条・第十三条）

附則

第一章 内閣府関係

（健康増進法の一部改正）

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。

第二十九条第二項中「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に、「第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項」を「同条第一項」に、「「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」を「、「貯蔵施設」に改める。

第三十四条中「、第二十六条第二項」を削る。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「五年間」を「十年間」に改める。

第二章 総務省関係

（地方独立行政法人法の一部改正）

第三条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の四の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付け)

第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第二百二十三条第一項中「第七十九条の四」の下に「、第七十九条の五」を加える。

第三章 文部科学省関係

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五年」を「十年」に改める。

(社会教育法の一部改正)